

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例							
主管課	財政課（観光物産課、国際交流課、建築住宅課）							
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成 29 年 12 月 1 日施行）</li> <li>・通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 30 年 1 月 4 日施行）</li> </ul>							
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p><b>1 不動産特定共同事業法関係</b>  小規模不動産特定共同事業制度が創設されたことに伴う登録申請手数料等の新設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>小規模不動産特定共同事業登録申請手数料</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> <tr> <td>小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> </table> <p><b>2 通訳案内士法関係</b>  通訳案内士の名称変更に伴う規定整備  「通訳案内士」⇒「全国通訳案内士」</p> <p><b>3 旅行業法関係</b>  旅行サービス手配業登録制度が創設されたことに伴う登録申請手数料の新設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>旅行サービス手配業登録申請手数料</td> <td style="text-align: right;">15,000 円</td> </tr> </table>			小規模不動産特定共同事業登録申請手数料	60,000 円	小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料	60,000 円	旅行サービス手配業登録申請手数料	15,000 円
小規模不動産特定共同事業登録申請手数料	60,000 円							
小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料	60,000 円							
旅行サービス手配業登録申請手数料	15,000 円							
施行日	公布の日（2は平成 30 年 1 月 4 日）							
<p><b>【その他参考事項】</b></p>								